

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福 田 富 一

## 栃木県条例第二十二号

### 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針)

**第三条** 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

**2** 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

**3** 地域活動支援センターは、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

**4** 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

**第四条** 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員

四 利用者に対し提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

**第五条** 地域活動支援センターは、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」

という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地域活動支援センターの周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下この条において「計画」という。）を作成しなければならない。

2 地域活動支援センターは、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第六条** 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、その都度、当該サービスの提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

**第七条** 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定するサービスの提供の記録

二 第十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 第十九条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録  
(規模)

**第八条** 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

**第九条** 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
- 二 便所

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
- 二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員及びその員数)

**第十条** 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長 一人
- 二 指導員 二人以上

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

**第十一条** 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)のほか、これと一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 前項の場合において、地域活動支援センターは、主たる事業所又は従たる事業所ごとに、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する職員を、それぞれ一人以上置かなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

**第十二条** 地域活動支援センターが利用者等に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させる場合であつて、当該利用者等に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該利用者に対し、当該金銭の用途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならない。

(生産活動)

**第十三条** 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第十四条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

(定員の遵守)

第十五条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十六条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び利用者の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第十七条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十八条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町村から求めがあつた場合には、前項の改善の内容を当該県又は市町村に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十九条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場

合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬ。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならぬ。

3 地域活動支援センターは、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(規則への委任)

**第二十条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。